

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和20年4月1日から同年8月16日までの期間については、申立人の申立てに係る船舶所有者における船員保険被保険者資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年8月16日であると認められることから、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月から19年6月まで
② 昭和19年6月から21年9月まで
③ 昭和21年10月26日から同年12月7日まで

私は、申立期間①については、A丸に、申立期間②については、B丸に、申立期間③については、C丸に乗船していたが、申立期間に係る船員保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間③については、所持している船員手帳により乗船記録が確認でき、他の申立期間についても乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和20年4月1日から同年8月16日までの期間については、厚生労働省から提出された申立人に係る徴用船員履歴書等の資料及び同省の回答により、申立人は、19年3月29日に海軍徴用船B丸にD職として乗船し、少なくとも20年9月2日までは当該船舶に乗船していたことが確認又は推認でき、当初は船舶所有者からの給与支給であったこと及び20年4月1日に海軍からの給与支給に変更となったことが確認できるものの、B丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

しかし、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件」（昭和 19 年 7 月 3 日付け保発第 407 号厚生省保険局長通知）において、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員については、船員保険被保険者とすることが規定されている上、日本年金機構Eブロック本部F事務センターの資料等によると、海軍G職を「海軍から給料が支給されていた船員」とした上で、当該船員については、昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 15 日までの期間を船員保険被保険者期間に算入するとされていることが推認できることから、申立人が海軍からの給与支給となった同年 4 月 1 日から同年 8 月 15 日（資格喪失日は翌日）までの期間については、海軍D職ではあるものの、被保険者期間とすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 8 月 16 日までの期間については、申立人の B 丸に係る船舶所有者における船員保険被保険者資格取得日は同年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 16 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和 19 年 6 月から 20 年 4 月 1 日までの期間及び同年 8 月 16 日から 21 年 9 月までの期間については、前述の厚生労働省から提出された資料等により、申立人は、17 年 3 月 9 日から 19 年 1 月 19 日までの期間は、海軍徴用船 H 丸に G 職として乗船し、同年 3 月 29 日から少なくとも 20 年 9 月 2 日までの期間は、海軍徴用船 B 丸に D 職として乗船していたことが確認又は推認できるものの、19 年 1 月 20 日から同年 3 月 28 日までの期間及び 20 年 9 月 3 日から 21 年 9 月までの期間において、申立人が A 丸、H 丸及び B 丸に乗船していたことが確認できない上、H 丸の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿のうち、当該船舶及び A 丸に係る被保険者名簿は確認できないほか、B 丸に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が覚えている A 丸の同僚 4 人及び B 丸の同僚 5 人については、申立期間①並びに申立期間②のうち、昭和 19 年 6 月から 20 年 4 月 1 日までの期間及び同年 8 月 16 日から 21 年 9 月までの期間に係る船員保険被保険者記録は確認できない上、B 丸に係る被保険者名簿において、当該船舶の同僚 5 人の氏名を確認することができないほか、当該同僚 9 人並びに A 丸、H 丸及び B 丸の船舶所有者は既に死亡又は所在不明のため、事情を聴取することができないことから、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人が海軍 G 職であった期間（昭和 17 年 3 月 9 日から 19 年

1月19日まで)については、前述のとおり、海軍G職として被保険者期間に算入できるのは、昭和19年4月1日以降の期間であるため、当該期間は被保険者期間に算入できない上、申立人が海軍D職であった期間のうち、20年4月1日以前の期間については、船舶所有者から給与を支給されていることから、当該船舶所有者において船員保険の適用を受けるべき期間であるところ、前述のとおり、事業主により申立人に係る船員保険の届出や保険料控除が行われていた状況は確認できない。

申立期間③については、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人がC丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、申立期間③及びその前後の期間において、C丸の船舶所有者に係る被保険者名簿は、それぞれの船舶別に管理されているところ、C丸に係る被保険者名簿によると、最初に被保険者資格を取得した複数の者(申立人の所持する船員手帳の写しにより確認できるC丸の船長を含む。)の資格取得日は、昭和22年10月6日となっており、申立期間③において被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、当該船舶所有者については、27隻の船舶に係る被保険者名簿が確認できるところ、最初に被保険者資格を取得した者の資格取得日が申立期間以前となっている10隻の船舶に係る被保険者名簿によると、申立期間③の前に一旦全ての被保険者が資格を喪失しており、その後最も早く資格を取得した者の資格取得日は昭和22年4月4日となっているほか、残りのC丸を含む17隻の船舶に係る被保険者名簿によると、そのうち最も早く資格を取得した者の資格取得日は同年9月4日となっている。

さらに、当該船舶所有者は既に死亡しており、事情を聴取することはできない上、昭和22年10月6日にC丸に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた3人のうち1人は、「乗船当初から船員保険に加入していたかどうか、また、当時の給与から船員保険料が控除されていたかどうかは不明である。」としており、申立期間③に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間①、申立期間②のうち、昭和19年6月から20年4月1日までの期間及び同年8月16日から21年9月までの期間並びに申立期間③において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低い額となっていることに納得できないので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職するまで 22 万 5,000 円の給与を受け取っていた。」としているところ、申立人の雇用保険被保険者離職票によると、平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの賃金額は、22 万 5,000 円となっていることが確認できる。

しかし、A社の社会保険や経理事務を行っていたとする同社の関連会社において、取締役であった者は、「申立人については、22 万 5,000 円の給料で雇用していた。しかし、実際には、毎月決まった日に決まった額は支払えず、未払い給料として損金計上していた。」としているところ、申立人の平成 17 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる給与の支払金額は、申立人が主張する報酬月額に基づき算出した額よりも低い額となっている上、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額から推認される厚生年金保険料の控除額は、申立人が主張する標準報酬月額に基づき算出した額よりも低い額となっている。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、前述の取締役は、「A社に係る当時の資料は、紛失しており、無い。」としているほか、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記

録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、平成 17 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している上、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月から22年5月まで

申立期間については、A社（現在は、B社）が所有するC丸に乗船していたが、年金事務所の記録によると、当該期間に係る船員保険被保険者記録が確認できない。

C丸と一緒に乗船していた同僚には船員保険被保険者記録が確認できるようなので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚二人のうちの一人は、「昭和20年4月頃、号数は覚えていないが、C丸と類似した船名の船に申立人と一緒に乗り、終戦後しばらくして申立人と一緒に下船した。」としていることから、申立人が申立期間の一部において、号数は確認できないものの、C丸と類似した船名の船に乗船していたことが推認できる。

しかし、当該同僚二人については、申立人同様、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できない上、B社は、「保管している人事記録を調査したが、申立人の記録は確認できず、申立てに係る届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」と回答している。

また、申立人及び前述の同僚二人は、申立人が申立期間当時に乗船していた船舶の所有者名をA社としているものの、i) 当該同僚のうち一人については、船舶所有者が「D」と記載されている船員保険被保険者名簿により、申立期間の一部を含む期間について、船員保険被保険者記録が確認できること、ii) 上記同僚がA社と記憶している事業所の所在地は、D社（現在は、E社）F支店の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている所在地とおおむね一致していること、iii) E社は、「申立人に係

る資料は無いが、社史により、申立期間にC丸を所有していたことは確認できる。」と回答していることから、申立人が申立期間当時に乗船していた船舶の所有者がD社であった可能性が高いため、同社に係る船員保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できないほか、当該名簿により被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を記憶している者はおらず、申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月24日から33年1月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者記録は昭和23年3月24日から24年10月24日までとなっているが、当該事業所又は途中からは現在のB社（当時は、C社）において、10年間はD業務又はE業務の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、申立人を覚えている者がいない上、申立人の家族等に確認しても、申立人が当該事業所に勤務していたことは覚えているものの、申立人の勤務時期までは覚えていないことから、申立期間における当該事業所の勤務実態について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和24年10月24日に多数の者が同資格を喪失していることが確認できるところ、申立人が当時の上司として姓のみを挙げている者で、当該名簿により当該上司に該当すると考えられる者は、「当時、私は、E業務をしていた。申立人については覚えていないが、昭和24年10月から25年6月までの間は不況のどん底であったので、リストラがあり、D業務を行う者を雇用することはなかったと思う。」としている。

さらに、A社は、「『退職者分（昭和32年以降）』と書かれたノートがあり、氏名や厚生年金保険に係る記録等が記載されているが、申立人の氏名を探ることができなかった。これ以外に資料は無く、申立てどおりの届出や保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」としている上、

申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）の記録とオンライン記録は一致しており、不自然に記録訂正された形跡は見当たらない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、いずれも死亡、所在不明等のため、事情を聴取できない上、B社は、「書類、帳簿関係は保管していないため、申立てどおりの届出を行ったか等は不明である。」としているほか、当該被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から24年11月1日まで

私は、A社のB工場が新しくなった昭和23年6月から同社C支社に勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は24年11月1日から25年1月1日までとなっている。

申立期間を含めて1年半は勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「新しい工場ができてから入社した。時期は夏頃であった。」としているところ、商業登記簿謄本によると、A社は、昭和24年5月にD社に商号変更しており、「E県に於ける工場調査書（E県F部編）」によると、D社B工場の建造年月日は、同年7月15日と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「私より後に入社した同僚から、当該事業所に係る1年分の厚生年金を受給していると聞いたことから、申立てを行った。」としているものの、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は1か月であることが確認できる上、申立人は、「前の職場を一緒に退職した同僚と一緒に工場に入社し、退職も一緒だった。」としているところ、当該名簿において、当該同僚の当該事業所に係る被保険者記録は申立人の記録と一致している。

さらに、申立人のA社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）の記録とオンライン

ン記録は一致している上、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証に記載されている厚生年金保険被保険者資格取得日は、当該名簿及び当該台帳における当該事業所に係る被保険者資格取得日と同じ昭和24年11月1日となっている。

さらに、A社C支社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明のため事情を聴取できない上、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社において、B業務を、申立期間②については、C社において、D業務をしていたが、それぞれの事業所において、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間①における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立期間①当時、A社の社会保険手続及び給与事務を担当していたとする元事業主は、「当時、従業員の出入りが激しかったので、入社後しばらく様子を見て厚生年金保険に加入させていたと思う。」としている上、前述の複数の者のうちの二人は、自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していない旨回答していることを踏まえると、当該事業所は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、申立人及び申立人が覚えている同僚二人の氏名は確認できない上、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人は、「C社は、E市F区G町にあっ

た。」としているところ、昭和36年住宅地図及び40年職業別電話番号簿を見ると、E市F区G町にC社と類似するH社が所在していたことが確認できる。しかし、オンライン記録を見ても、C社及びH社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が覚えている同僚及び事業主は死亡又は所在不明であることから、申立人がC社又はH社に勤務していたこと、及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 10 月頃から A 社（現在は、B 社 C 事業所）又は D 社（現在は、E 社）に季節工として約半年間勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を確認できないとの回答を受けた。

申立期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 社又は D 社に季節工として勤務していた。」としているところ、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 49 年 9 月 9 日から 50 年 3 月 8 日までの期間において、D 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、E 社は、「申立期間当時の資料は無いが、約半年間の季節工であれば、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、D 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、同社に季節工として勤務していたとする 3 人のうちの 2 人は、「入社時に、会社の説明会があり、厚生年金保険に加入するかどうかの希望を聞かれた。」としていることを踏まえると、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、B 社 C 事業所は、「当社は、勤務形態に関係なく記載されていると思われる昭和 50 年 3 月の退職者名簿を保管しているが、当該名簿を見ても申立人の氏名を確認できない。」としている上、前述の複数の者及び

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成元年4月1日に入社し、3年7月31日まで勤務していたが、私の年金記録を確認したところ、同年7月分の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

平成3年7月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人は、平成3年7月30日に退社しているため、同年7月分の保険料は控除していない。」としているところ、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日とオンライン記録は一致している上、同社から提出された申立人に係る平成3年分給与所得の源泉徴収票の写しに記載されている社会保険料等の金額は、同年1月分から同年6月分までの社会保険料等の合計額と推認されることから、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

また、申立人のB社に係る厚生年金基金の記録及び雇用保険の記録は、いずれもオンライン記録と一致しているほか、申立人と同日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している4人のうちの3人は、平成3年7月31日付けで国民年金に加入しており、当該3人のうちの2人は、同年7月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 4 月から 43 年 3 月まで、A 社 B 支店に勤務していた。
しかし、私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低い額となっていることが分かったので、受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者が事情を聴取できた複数の者が述べた同社 B 支店における初任給は、いずれも、オンライン記録により確認できる同社 B 支店に係る被保険者資格取得時の標準報酬月額とおおむね一致しており、当該複数の者のうち、申立期間当時に同社 B 支店の給与及び社会保険事務を担当していたとする二人は、「B 支店から残業等の給与に関する情報を本社に報告し、その後、本社から給与の総支給額及び社会保険料等の控除額を計算した給与明細の一覧表が B 支店に送付されてきていたので、それに基づいて社会保険事務所（当時）に算定基礎届等を提出していたが、標準報酬月額に変更があれば、その都度、本社に報告していた。」としていることを踏まえると、申立人の報酬月額についても、オンライン記録により確認できる標準報酬月額どおりの届出が行われた可能性がある。

また、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 37 年 4 月 1 日に同社 B 支店に係る被保険者資格を取得していること

が確認できる8人（申立人を含む。）について、標準報酬月額の推移を確認したところ、標準報酬月額の増額の傾向が類似している上、同社B支店に係る申立人の被保険者原票により確認できる標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料は廃棄しており、申立人の給与から申立人の主張する給与額に基づく保険料を控除していたかどうかは不明である。」としている上、前述の複数の者に事情を聴取しても、申立期間における申立人の報酬月額が申立人の主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。